

電気工事業の廃止届 (廃止届の提出は郵送により行うことができます。)

建設業法の規定により許可を受けた建設業者が、電気工事業（自家用電気工事のみに係る電気工事業を除く）を廃止した場合は、遅滞なく届出をしなければなりません。

・電気工事業廃止届出書：《様式第20》 第25条

《送付先》

〒532-0012

大阪市淀川区木川東3丁目6番20号 第五丸善ビル4階

株式会社リンク 免状交付・業登録センター

電 話 令和8年4月3日まで → 050-5574-5026

令和8年4月6日から → 06-6829-7610/06-6829-7611

F A X 050-3093-2506

様式第20（第25条）

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

電気工事業廃止届出書

令和 年 月 日

大阪府知事様

住 所 _____
電 話 番 号 () _____
氏名又は名称 _____
法人にあつては
代 表 者 名 _____

電気工事業を廃止したので、電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 電気工事業の開始届出年月日及び届出番号
平成・令和 年 月 日 大阪府知事第 _____ 号
- 2 建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた年月日及び許可番号
平成・令和 年 月 日 (_____) 第 _____ 号
- 3 事業を廃止した年月日
平成・令和 年 月 日
- 4 事業を廃止した理由